

住民票の写し 関係条文

住民基本台帳法 12条の3

(本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付)

第十二条の三 市町村長は、前二条の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項（第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項をいう。以下この項及び第七項において同じ。）のみが表示されたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三 前二号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者

(中略)

4 第一項又は第二項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 申出者（第一項又は第二項の申出をする者をいう。以下この条において同じ。）の氏名及び住所（申出者が法人の場合にあつては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 現に申出の任に当たっている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たっている者の氏名及び住所

三 当該申出の対象とする者の氏名及び住所

四 第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の利用の目的

(中略)

(住民票の記載事項)

第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

一 氏名

二 出生の年月日

三 男女の別

六 住民となつた年月日

七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日

八 新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所

【省令】

(本人等以外の者の住民票の写し等の交付の申出の申出の申出の手続及び申出につき明らかにしなければならない事項)

第十条 [法第十二条の三第一項](#) 又は [第二項](#) の規定による住民票の写し等の交付の申出は、[同条第四項](#) 各号及び次項に掲げる事項を明らかにするため市町村長が相当と認める書類を提出してしなければならない。この場合において、市町村長が必要と認めるときは、[同条第四項第四号](#) の事項を証する書類の提示又は提出を求めるものとする。

【2008年あじさい回答】

本人等以外の者が自己の権利の行使や義務の履行のために住民票の写しの交付を申し出る場合に提示又は提出が求められる住民票の写しの利用の目的を証する書類については、通常、契約書の写し等で足りると考えられる。しかしながら、現実の債権債務関係をはじ

6 前項の場合において、現に申出の任に当たっている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たっている者は、市町村長に対し、総務省令で定める方法により、申出者の依頼により又は法令の規定により当該申出の任に当たるものであることを明らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない。

7 申出者は、第四項第四号に掲げる利用の目的を達成するため、基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項（第七条第十三号に掲げる事項を除く。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部が表示された住民票の写し又は基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項の全部若しくは一部を記載した住民票記載事項証明書が必要である場合には、第一項又は第二項の申出をする際に、その旨を市町村長に申し出ることができる。

8 市町村長は、前項の規定による申出を相当と認めるときは、第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書に代えて、前項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

9 第一項又は第二項の申出をしようとする者は、郵便その他の総務省令で定める方法により、第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。

一 [法第十二条の三第一項](#) の規定による住民票の写し等の交付の申出をする場合にあつては、次に掲げる方法

イ 住民基本台帳カード等であつて現に申出の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示する方法

ロ イの書類をやむを得ない理由により提示することができない場合にあつては、現に申出の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示し、若しくは提出する方法又は現に申出の任に当たっている者が本人であることを説明させる方法その他の市町村長がイに準ずるものとして適当と認める方法

二 [法第十二条の三第二項](#) の規定による住民票の写し等の交付の申出をする場合にあつては、前号イの書類又は[同条第三項](#) に規定する特定事務受任者若しくは特定事務受任者の事務を補助する者であることを証する書類（本人の写真が貼付されたものに限る。以下同じ。）を提示し、特定事務受任者の所属する会が発行した住民票の写し等の交付を申し出る書類に当該特定事務受任者の職印が押されたものによつて申し出る方法その他の市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める方法

三 [法第十二条の三第一項](#) の規定による住民票の写し等の交付の申出をする場合において、[同条第九項](#) の規定に基づき住民票の写し等の送付を求めるときは、[第一号ロ](#)に掲げる方法のほか次に掲げる方法

イ [第一号イ](#)又はロの書類の写しを送付し、現に申出の任に当たっている者の住所を住民票の写し等を送付すべき場所に指定する方法その他の市町村長が同号に準ずるものとして適当と認める方法（ロに掲げる方法による場合を除く。）

ロ 申出者が法人の場合において、現に申出の任に当たっている者が当該法人の役職員又は構成員であるときは、[第一号イ](#)又はロの書類の写し及び当該法人の主たる事務所の所在地を確認するため市町村長が適当と認める書類を送付し、当該主たる事務所の所在地を住民票の写し等を送付すべき場所に指定する方法その他の市町村長が同号に準ずるものとして適当と認める方法

四 [法第十二条の三第二項](#) の規定による住民票の写し等の交付の申出をする場合にお

	<p>いて、同条第九項の規定に基づき住民票の写し等の送付を求めるときは、第一号イの書類の写し又は特定事務受任者であることを証する書類の写し及び特定事務受任者の所属する会が発行した住民票の写し等の交付を申し出る書類に当該特定事務受任者の職印が押されたものを送付し、当該特定事務受任者の事務所の所在地を住民票の写し等を送付すべき場所に指定する方法。ただし、特定事務受任者の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表しているときは、同号イの書類の写し又は特定事務受任者であることを証する書類の写しの送付は要しない。</p> <p>(本人等以外の者の住民票の写し等の交付の申出につき申出者の代理人等が権限を明らかにする方法)</p> <p>第十二条 法第十二条の三第六項に規定する総務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。この場合において、市町村長が必要と認めるときは、申出者が本人であるかどうかの確認をするため必要な事項を示す書類の提示又は提出を求めるものとする。</p> <p>一 現に申出の任に当たっている者が法定代理人の場合にあつては、戸籍謄本その他のその資格を証明する書類を提示し、又は提出する方法</p> <p>二 現に申出の任に当たっている者が法定代理人以外の者である場合にあつては、委任状を提出する方法</p> <p>三 前二号の書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、申出者の依頼により又は法令の規定により当該申出の任に当たるものであることを説明する書類を提示し、又は提出させる方法その他の市町村長が前二号に準ずるものとして適当と認める方法</p>
--	---

地方自治法2条13項

<p>13 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。</p>	
--	--